

2024(令和6)年度 がん対策の取組報告

目次

| | |
|------------------------|-----|
| 1. はじめに | p 2 |
| 2. 神戸市がん対策推進懇話会の概要 | p 2 |
| 3. 神戸市がん対策推進条例に関する取り組み | |
| 第5条 がん予防の推進 | p 3 |
| 第6条 がんに関する教育の推進 | p 7 |
| 第7条 がん検診の受診率の向上等 | p 9 |
| 第8条 医療体制の充実及び研究の支援 | p13 |
| 第9条 緩和ケア | p15 |
| 第10条 在宅療養の充実 | p16 |
| 第11条 がん患者等への支援 | p17 |
| 第12条 情報の収集及び提供並びに広報 | p20 |
| 4. がん対策に関するデータ | p22 |
| 5. 神戸市がん対策推進条例 | p28 |

1 はじめに

「神戸市がん対策推進条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）」第 14 条の規定に基づいて、2024(令和 6)年度の本市のがん対策に関する施策の実施状況について報告する。

2 神戸市がん対策推進懇話会の概要

(1) 懇話会開催の趣旨

神戸市がん対策推進条例の施行（2014(平成 26)年 4 月）を受け、がんの予防、がん教育、検診受診、医療・療養の充実、患者支援、がんに関する情報収集及び広報に至り総合的な取り組みを進めていくため、がんの専門家や学識経験者、関係者等から意見を聴く「神戸市がん対策推進懇話会」を開催している。

(2) 懇話会委員（2024(令和 6)年度・敬称略・五十音順）

| | | |
|----|--------|------------------------|
| 会長 | 眞庭 謙昌 | 神戸大学副学長（病院担当）兼医学部附属病院長 |
| | 河原 秀和 | 兵庫県保健医療部疾病対策課長 |
| | 桂木 聡子 | 神戸市薬剤師会副会長 |
| | 北野 貞 | 兵庫県看護協会常務理事 |
| | 久次米 健市 | 神戸市医師会副会長 |
| | 杉村 智行 | 神戸市歯科医師会専務理事 |
| | 井岡 亜希子 | 琉球大学医学部 委託非常勤講師 |
| | 高山 良子 | 神戸市看護大学講師 |
| | 富永 正寛 | 兵庫県立がんセンター院長 |
| | 西 昂 | 神戸市民間病院協会会長 |
| | 深谷 隆 | 兵庫県予防医学協会会長 |
| | 古川 宗 | ひょうごがん患者連絡会会長 |
| | 森田 祐子 | 神戸市婦人団体協議会副会長 |
| | 安井 久晃 | 神戸市立医療センター中央市民病院腫瘍内科部長 |

(3) 2024(令和 6)年度 懇話会開催状況

（開催日）2024(令和 6)年 8 月 6 日（火）

（議 題）HPV 検査単独法について

（報 告）2023(令和 5)年度 がん対策の取組状況と今後の取組について

第5条 がん予防の推進

1. 生活習慣が健康に及ぼす知識の普及啓発・その他がんの予防推進のために必要な施策

これまでの取り組み

生活習慣が健康に及ぼす知識の普及啓発

- 健康講座として、健康運動指導士・保健師・管理栄養士等を自治会や婦人会等の健康づくりグループに派遣、区主催で実施した（2024(令和6)年度実績：55件、1,908人）。
- 健康増進事業として、健康相談・訪問指導（神戸市健康診査受診結果により）を通じて、生活習慣病の改善・疾病予防について、個別に市民へ伝えた。

子宮頸がん予防のための施策

- 子宮頸がん対策として、子どもと親が子宮頸がんのリスクと、年齢に応じた子宮頸がん対策（HPVワクチン接種、子宮頸がん検診）の必要性を、一緒に考えることを狙いとした「親子で考える子宮頸がん」のホームページを作成した。

【親子で考える子宮頸がん ホームページ】



- HPV ワクチンについては、次年度新たに接種対象となる小学校6年生の女子全員へ、例年3月下旬に接種券と共に厚生労働省のリーフレットを送付し、子宮頸がんワクチンについて正しい知識の普及啓発に努めている。
- 2024(令和6)年度は、キャッチアップ接種の最終年度となることから、6月にキャッチアップ対象者の未接種者へ、7月には定期接種が最終年度となる高校1年生相当の未接種者へ個別案内を送付し、接種について検討・判断してもらえる機会を設けた。更に、夏のワクチンの供給不足により、2025(令和7)年度末まで特例措置が設けられることから、令和7年1月と3月に接種未完了者へ制度についての案内を個別

に送付した。また、副反応等に対する接種前後の不安軽減のために、HPV 健康相談ダイヤルにて医療職による相談を、2024(令和 6)年度は 291 件（延べ 358 件）受け付けた。

拡充

- 2024(令和 6)年度は9月までに接種開始できるよう、広報紙8月号に子宮頸がん対策啓発記事を掲載した。また、幅広く周知するために、市内の大学等へ厚生労働省が作成したポスター掲示を依頼した

その他がんの予防の推進

- 肝炎対策として、肝炎ウイルス検査を実施した（2024(令和 6)年度受診者数：17,209 人）。また、肝炎友の会、及び兵庫県とともに7月の肝炎デーに街頭キャンペーンを実施した。
- 口腔がん対策として、市民への広報・啓発、歯科医療関係者等への研修会等を実施し、口腔がん予防に対する市民・関係者の意識や関心を高めていく。

その他イベント等での啓発

- 4月9日の「子宮の日」に合わせ、兵庫県細胞検査士会や兵庫県臨床細胞学会、兵庫県臨床検査技師会等とともに、子宮頸がんの啓発を目的とした「LOVE49キャンペーン」を行った。
- 毎年10月の「乳がん月間」に、日本対がん協会やあけぼの会等とともに、乳がんの早期発見や知識の普及啓発を目的としてピンクリボンフェスティバルの開催運営を行った。
- 明石海峡大橋や BE KOBE モニュメント等のライトアップ、街頭での啓発グッズの配布等を実施した。

今後の取り組み

- 健康増進事業（健康教育・健康相談・訪問指導）の件数の増加、また、より多くの市民に向けて、グループ支援・個別支援に取り組む。

拡充

- 接種を希望する特例措置対象者が、2025(令和 7)年度中に接種が完了できるよう再度個別案内を行う。また、定期接種が最終年度となる対象者（高校1年生相当）のうち未接種者に対しても、改めて接種勧奨のハガキを個別に送付する。HPV ワクチンについては、接種勧奨差し控えの時期の報道の影響によって、安全性に関する不安を持つ保護者世代が多く、また、保護者の意向が対象者の接種行動に大きく影響することから、接種勧奨と併せて副反応についても適切な情報提供を行う。

2. 喫煙および受動喫煙に関する知識の普及啓発・受動喫煙対策

これまでの取り組み

喫煙および受動喫煙に関する普及啓発

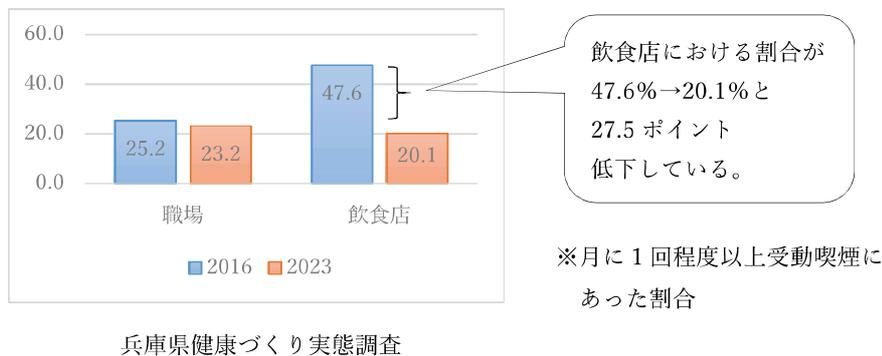
- 世界禁煙デー(5月31日)および禁煙週間(5月31日～6月6日)にあわせ、JR三ノ宮駅、花時計ギャラリー等にて広告啓発を実施した。
- 2022年(令和4年度)には、喫煙マナーについて啓発するSNS広告を配信した。
- COPD(慢性閉塞性肺疾患)の周知啓発のため、COPD健康相談事業(各区のイベントや健康教育の場で肺年齢を測定し、喫煙者にはあわせて禁煙指導を行う)を実施している。肺年齢測定は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中止していたが2024(令和6)年度より再開し、代替事業として実施していた啓発事業(啓発資材の展示やリーフレット配布等)と合わせて実施した。
- COPDスクリーニング&禁煙サポート事業(セット健診受診者を対象にCOPDスクリーニング及び保健指導、喫煙者へ禁煙サポートを行う事業)を実施した。
(2024(令和6)年度実績:312回、1,305人)

受動喫煙対策

- 市民からの通報に基づいて、民間施設や飲食店等に対して、望まない受動喫煙の防止への改善要請および指導を実施した。(年平均160件程度)
- 新規開業飲食店舗向けに、食品衛生責任者養成講習で、兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」改正内容2020(令和2)年4月全面施行の周知啓発等を実施した。

(条例改正による調査結果)

- 飲食店における受動喫煙被害について、「受動喫煙があったか」の回答割合が20~25%低下し、条例改正の効果は示されている。今後、兵庫県健康づくり実態調査(5年に1回調査)に基づき、効果検証を図る。(次回は、2028年(令和10年))



今後の取り組み

拡充

- 既存の飲食店向けに、「受動喫煙の防止等に関する条例」の周知啓発について、届け出による来庁時や郵送など様々な機会を通じて啓発を実施する。

拡充

- COPD スクリーニング事業&禁煙サポート事業については、セット健診の会場に加えて、集団健診実施会場においても一部で試行実施する。
- 引き続き、喫煙習慣のある市民に対し、禁煙や、喫煙本数の減少等を指導している。また、必要時は禁煙外来等の受診案内も実施。

第6条 がんに関する教育の推進

これまでの取り組み

- 2014(平成26)年度より文部科学省『がん教育総合支援事業』を活用、神戸市版がん教育教材の作成・配布をはじめとして、以下のような取り組みを実施してきた。

児童・生徒への教育

- 数校を『推進校』として指定し、がん教育に関わる費用の助成や外部講師の派遣を行うほか、その取り組み事例を市立の小学校、中学校、高等学校に発信している。2024(令和6)年度は渚中学校と藤原台小学校を推進校として指定し、がん患者家族の講演を中心とした教育を支援した。

【渚中学校】

保健体育科の授業としてがんに関する学習を実施した後、「いのちについて考える 小児がんの子どもをもったお母さんのお話 ～だれもが暮らしやすい社会づくり～」という演題で小児がんの子供をもつ母親による講演会を開催した。命の大切さや友達とのつながりの大切さに改めて生徒が気づき学習を深めていくことができた。

【藤原台小学校】

「命をみつめよう～がん教育から考える命の大切さ～」というテーマで学校保健委員会を開催した。小児がんの子供の母親という立場から、小学校低学年、高学年に分けて、それぞれの発達段階に合わせた講演会を開催するとともに、児童活動である保健委員会ががんに関する内容を児童が調べ、お昼の放送などで全校生に発信した。また、道徳の授業においても命をテーマに取り組むなど学校全体でがん教育に取り組んだ。

- がん教育・啓発の継続を目的として、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度の推進校に対し、関連書籍購入を支援した。

教職員に向けた教育

- 『がん教育研修会』を実施している。新型コロナウイルスの影響で中止・縮小した年もあったが、令和5年度からは全校園教員を対象とした参集型に戻した。2024(令和6)年度は、神戸市の外部講師登録者である医療関係者による講演及びがん患者による講演を行った。78名の教職員が参加し、実施後のアンケートでは、学校の授業として一斉に指導することの難しさや課題とともに、がん教育の必要性を実感したとの意見が多く寄せられた。

がん教育関係者会議

- 原則として年に2回開催。がんに関する教育推進に向けた計画や実践について、各々の立場からの助言を得た。

外部講師活用への条件整備

- 関係機関協力のもと「がん教育外部講師協力団体照会一覧」の内容を随時更新し、全校園に公表している。

今後の取り組み

- 本市作成の中学生及び家庭向けリーフレット「KOBE がんガイド・がんについて考えよう」を全中学校へ配布し、授業で活用するとともに、家庭への啓発も図る。
- 中学校・高等学校において、がんについての学習が始まっている。これに加えて、学活、道徳、総合的な学習の時間等を活用した各校での取組を支援する。また、特徴的な取組が見られる学校を取り上げ、発信する。
- 教職員の意識を向上させ、指導の指針となるよう研修会を開催する。
- 外部講師の活用に対応できるよう登録団体の開拓等により、より一層の条件整備を進める。

第7条 がん検診の受診率の向上等

1. がん検診の普及啓発

これまでの取り組み

受診しやすい環境づくり

- がん検診を市民が受診しやすいよう、市内の指定医療機関や地域を巡回する検診車で実施した。
- 一部の検診機関において、休日（土曜・日曜・祝日）や夜間の検診を実施した。
- 特定健診とがん検診を同日に受診できるセット健診を、兵庫県予防医学協会健診センター及び健康ライフプラザにて実施した。
- 集団検診（胃がんバリウム検査、乳がん検診、セット健診）のWEB予約を実施した。また、大腸がん検診(郵送方式)のWEB申込を受け付けるとともに、自己負担金のクレジットカード決済やバーコード決済を導入した。

受診勧奨

- 20歳を対象に、子宮がん検診を無料で受診できるクーポン券を発行した。また、クーポン未利用者に対して再勧奨ハガキを送付した。
- 30歳の女性を対象に、子宮頸がん検診の受診勧奨ハガキを送付した。
- 50歳・60歳を対象に、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の受診勧奨ハガキを送付した。
- 40歳対象の5大がん及び歯科無料クーポンのデザイン見直しとともに、発送時期もこれまで誕生月に送付していたものを4月下旬に一斉送付に変更した。

拡充

【5大がん検診クーポン】

| 2025年度 40歳「5大がん検診」 無料クーポン | 2025年度 40歳「5大がん検診」 無料クーポン | 2025年度 40歳「5大がん検診」 無料クーポン | 2025年度 40歳「5大がん検診」 無料クーポン | 2025年度 40歳「5大がん検診」 無料クーポン |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 胃がん | 肺がん | 子宮頸がん | 乳がん | 大腸がん |
| 有効期限 2026年3月31日 | 有効期限 2026年3月31日 | 有効期限 2026年3月31日 | 有効期限 2026年3月31日 | 申込期限(消印有効) 2026年2月28日 |
| 氏名 神戸 ○○子 |
| 受診券番号 800000 | 受診券番号 800000 | 受診券番号 800000 | 受診券番号 800000 | 受診券番号 800000 |
| 受診機関名 | 受診機関名 | 受診機関名 | 受診機関名 | 受診機関名 |
| ※本館から切り取らずに、 このままお持ちください。 | ※本館から切り取らずに、 このままお持ちください。 | ※本館から切り取らずに、 このままお持ちください。 | ※本館から切り取らずに、 このままお持ちください。 | ※本館から切り取らずに、申込用 封筒に入れて郵送してください。 |

【歯科クーポン】

| 令和7年度 「歯周病検診」無料クーポン | 令和7年度 「口腔がん検診」無料クーポン |
|------------------------------|--------------------------|
| 歯周病 | 口腔がん |
| 有効期限 2026年3月31日まで | 有効期限 2026年3月31日まで |
| 氏名 | 氏名 |
| 住所 | 住所 |
| 受診券番号 | 受診券番号 |
| 受診機関名 | 受診機関名 |
| ※本館から切り取らずに、 このままお持ちください。 | ※本館から切り取らずに、このままお持ちください。 |

今後の取り組み

拡充

- がん検診の受診率向上の取り組みとして
 - ①がん罹患率が増加する年齢層や国民健康保険の新規加入者に対して、検診の必要性を伝え、受診のきっかけとなる個別勧奨を実施する。
 - (例) ・既に1~2種のがん検診を受診している人へ、未受診のがん検診の勧奨を個別に送付
 - ・国民健康保険の新規加入者に対し、がん検診の受診勧奨を個別に送付
 - ②40歳対象の5大がん無料クーポン未利用者に対して、再勧奨を実施する。
 - ③20歳対象の「子宮頸がん無料クーポン」のデザインをナッジ理論に基づいた見直しを検討している。

2. 科学的根拠に基づくがん検診の実施

これまでの取り組み

5大がん検診

- 厚生労働省の定める「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」に基づいた科学的根拠に基づいて、以下のがん検診を実施している。

| 検診名 | 実施方法 | 対 象 | 自己負担 |
|----------|-------------|------------|---------------------------------|
| 胃がん(内視鏡) | 指定医療機関 | 50歳以上(偶数歳) | 2,000円 |
| 胃がん(X線) | 検診車 | 40歳以上 | 600円 |
| 肺がん | 指定医療機関 | 40歳以上 | 1,000円 |
| 大腸がん | 集団健診と同時又は郵送 | 40歳以上 | 500円 |
| 子宮頸がん | 指定医療機関 | 20歳以上(偶数歳) | 1,700円 |
| 乳がん | 指定医療機関又は検診車 | 40歳以上(偶数歳) | (40歳代) 2,000円 (50歳以上) 1,500円 |

新規

- がん検診で要精密検査となった方の精密検査結果を追跡し、未受診者へ受診勧奨を実施した。
- 2023(令和5)年度、厚生労働省より、「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」(2024(令和6)年2月14日改正)が一部改正され、子宮頸がん検診において、「細胞診単独法」「HPV検査単独法」のいずれかを選択して実施することとされた。それに伴い、2024(令和6)年度にHPV検査専門部会を立ち上げ、導入の有無や実施方法について検討を開始。令和7年2月に第1回会議、6月に第2回会議を実施した。

口腔がん検診

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」（第7条）および「健康増進法」（第19条の2）に基づき、これまで公益社団法人神戸市歯科医師会が自主事業として実施してきた口腔がん検診事業を、2024(令和6)年度から本市のがん検診事業として実施している。

| 検診名 | 実施方法 | 対象 | 自己負担 |
|------|-----------------|-------|------|
| 口腔がん | 神戸市歯科医師会附属歯科診療所 | 40歳以上 | 500円 |

- 40歳・50歳・60歳歯周病検診、後期高齢者(75歳)歯科健康診査(口腔粘膜異常の判定項目有り)を実施し、特に後期高齢者(75歳)歯科健康診査の未受診者に対し、個別に受診勧奨の通知を実施し、受診率向上を図った。

今後の取り組み

5 大がん検診

- 子宮頸がん検診における HPV 検査単独法の導入について、来年2月頃に第3回の専門部会を通して検討を進める。
- 厚生労働省の定める精密検査受診率の目標は90%である。しかし、本市では、胃がん・大腸がん・子宮頸がんなどで90%を達成できていない。精検受診率向上のために、まずは精検結果「未把握」を減らすことが有効であると考え。そのため、医療機関の協力も得ながら、精密検査結果の把握率向上に取り組む。
- 2025(令和7)年4月、国立がん研究センターより新たな「肺がん検診ガイドライン」が公表された。これにより、喫煙指数600以上の重喫煙者に対しては、年1回の低線量CT検査（推奨グレードA）を実施することおよび禁煙指導を行うことが提言された。国及び他都市の動向に注視し、関係団体と調整を進める。

口腔がん検診

- 若年層に対する歯科疾患予防として、30歳歯周病検診の実施を検討し、若年世代からのライフコースに合わせた継続的な歯科疾患予防を展開していく。

3. 企業、団体及び医療保険者との連携

これまでの取り組み

- 「がん検診受診促進協定」を締結し、締結企業の従業員や顧客をはじめとした市民にむけた啓発に取り組んでいる。〔締結団体数：19 団体(2025(令和7)年 8 月時点)〕
- 職域における検診受診率の把握及び受診率向上の取組として、協会けんぽやがん検診受診促進協定締結企業と意見交換を行った。

(職域におけるがん検診受診率)

| | A | B | C | D | E | F | G | 平均 | 神戸市 |
|-------|----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 胃がん | 25 | 86 | 98 | 10 | - | - | - | 55 | 43 |
| 肺がん | 96 | 98 | 90 | 100 | - | - | 99 | 77 | 43 |
| 大腸がん | 79 | 88 | 78 | 83 | - | 13 | 89 | 72 | 43 |
| 乳がん | 80 | - | - | 6 | 67 | - | 100 | 63 | 44 |
| 子宮頸がん | 84 | - | - | 4 | - | - | 98 | 62 | 40 |

(単位：%)

今後の取り組み

- 被扶養者への受診勧奨が手薄な面があるため、神戸市作成の啓発チラシ配布し、被扶養者の受診率向上に取り組む。
- 未把握の団体については、受診率把握のお願いをするとともに、被保険者への啓発内容など調整を行い、検診を自分事にとらえてもらう啓発を行う。
- 「精密検査受診率」向上に向けて、協定締結企業の販促物を活用し、精密検査対象者への啓発を行い、受診率向上を図る。

第8条 医療体制の充実及び研究の支援

1. 質の高い適切ながん医療を受けるための環境整備

これまでの取り組み

拡充

- 中央市民病院では、放射線治療において通常照射のほか、強度変調照射等の高精度照射を行った。手術による根治のみでなく、ゲノム検査外来による患者に適した治療薬の選択、放射線治療単独または化学療法との組み合わせや、術前・術後の化学療法等集学的に低侵襲かつ根治を目指した治療を実施した。化学療法においては標準的治療を基本とし、治験参加も含め、安全に外来化学療法を実施できるよう、患者支援を充実させた。さらに、白血病やリンパ腫といった難治性のがんに対して、CAR-T細胞療法（がんを選択的に攻撃する自己由来の細胞治療）を実施し、細胞治療へのより充実した体制を実現するため、2024(令和6)年11月に「細胞治療センター」を開設した。
(2024(令和6)年度 CAR-T 細胞療法実績：14件)
- 西神戸医療センターでは放射線治療システム（リニアック装置・治療計画装置）での高精度な放射線治療、内視鏡センターにおける早期発見・治療、化学療法センターにおける最適ながん薬物療法など、総合的ながん診療を実施した。
- 両病院において、院内がん登録の推進による5年予後追跡率の分析、低侵襲治療である手術支援ロボットや腹腔鏡・胸腔鏡下の手術や化学療法を積極的に実施した。また、地域の医療者も対象にしたオープンカンファレンスについては、両病院に会場を設けた上で、オンラインも活用したハイブリット形式で開催した。
- さらに、中央市民病院ではがん治療の副作用・合併症の予防や軽減、患者のQOL（生活の質）の向上のため、地域の歯科医との連携による口腔ケアの推進に取り組むとともに、西神戸医療センターでは周術期口腔機能管理システムの運用に関する研修を行った。
- また、がん患者等が妊娠するための機能を温存する治療「妊孕性温存療法」に関して、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、がん治療全般の過程で温存の可能性があれば、患者の意向を確認の上、迅速に県の指定医療機関へ紹介を行った。
- 西市民病院及び西神戸医療センターにおいて、2023(令和5)年度より遺伝カウンセリング外来を開設し、遺伝や遺伝子疾患に関する悩みや不安を抱えている方やそのご家族を対象として、専門のカウンセラーによるカウンセリングを実施した。
- また、各市民病院において、がんリハビリテーションを実施し、術後合併症の予防や早期離床の促進等によるがん患者のQOLの改善を図った。
- 中央市民病院においては、思春期や若年成人のがん患者への相談対応を目的としたAYA世代サポートチームを2023（令和5）年度に発足し、サポート体制や介入が必要なケースについて共有するなど、定期的なミーティングを行ったほか、職員向け勉強会の実施や適切な部署への案内、AYA世代に向けたリーフレットの作成に取り組んだ。

- 神戸医療産業都市では、中央市民病院を核として、神戸低侵襲がん医療センター、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター、兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターなど、高度専門病院等が集積するメディカルクラスターの連携強化を図り、市民へ最適な医療の提供をめざした。

今後の取り組み

- 中央市民病院及び西神戸医療センターは、国指定地域がん診療連携拠点病院として、引き続き、がん治療の充実を図っていく。
- 妊孕性温存療法に関して、引き続き、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、県の指定医療機関との適切な役割分担の下に対応を行う。
- 中央市民病院において、AYA世代を対象とした問診票の作成など、患者のニーズを把握したうえで、多職種でサポートできる相談支援体制作りにも引き続き取り組む。

2. がん研究の支援

これまでの取り組み

- 神戸医療産業都市として開発を支援してきた手術支援ロボットシステム「hinotori™」（株式会社メディカロイドが開発）が、令和2年度に泌尿器科を適応領域として販売開始され、2022（令和4）年度には婦人科および消化器外科への適応についても承認を得た。中央市民病院において、2022（令和4）年度に3台目の手術支援ロボットとして本システムを導入した。2024（令和6）年4月には胸部外科領域（呼吸器外科）への適応について承認を得た。
- 2024（令和6）年度より、中央市民病院において、再生医療および細胞治療を、安全かつ高い水準で実施することを目的に、院内に「細胞治療センター」を開設した。「CAR-T細胞療法」を中心とした細胞治療や幹細胞を用いた次世代の再生医療技術を取り入れた新たな治療方法の提供に取り組んでいる。

今後の取り組み

- 神戸医療産業都市においては、引き続き新たな診断法や治療技術の開発・実用化に向けて必要な支援を行っていく。

第9条 緩和ケアの充実

これまでの取り組み

- 市民病院においては、多職種からなる緩和ケアチームが、入院および外来の患者を対象に疼痛・苦痛の緩和・心の相談に対応した。また、緩和ケア機能を有する医療機関との連携、在宅医・訪問看護師との治療及びケアについての情報共有・連携を図った。毎月地域緩和ケア連携カンファレンスを開催し、勉強会・症例検討を行った。
- 中央市民病院は2019(令和元)年度より、西神戸医療センターは2021(令和3)年度より、緩和ケアセンターを設置し、がん看護専門看護師を配置する等人員体制を強化して、早期からがん患者に関わり緩和ケアの充実を図った。
- 神戸圏域内の緩和ケア病棟・緩和ケアチームの設置状況（兵庫県医療施設実態調査結果）
緩和ケア病棟7病院143床（令和5年3月）
緩和ケアチーム17病院（令和5年3月）

今後の取り組み

- 市民病院においては、院内外の医療従事者を対象とした緩和ケア研修の開催や、緩和ケアチームを中心とした患者の相談対応の充実を図る。

第 10 条 在宅医療の充実

これまでの取り組み

- がん末期等状態が急変する恐れのある方に介護保険の要介護認定に要する期間の短縮を図った。
(2024(令和6)年度実績) : 緊急案件 平均 24.3 日/67 件
- がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成した。(2024(令和6)年度実績) : 3 件、55 千円
- 「医療介護サポートセンター」では、ターミナルケアに対応可能な診療所の紹介など、在宅療養に関する情報提供をはじめ、医療と介護の連携強化に取り組んだ。
(2024(令和6)年度実績: がん患者の在宅療養等に関する相談 66 件)
- 2015(平成 27)年度より若年者の在宅ターミナルケア支援事業を開始。
2023(令和 5)年度より支援制度を拡大して実施。
 - ・対象年齢 を 20 歳以上 40 歳未満から 18 歳以上 40 歳未満に拡大
 - ・在宅サービス利用料の 1 ヶ月の上限額を、6 万円から 10 万円に引き上げ
 - ・福祉用具等貸与に点滴台の項目を追加
 - ・福祉用具在宅医療機器の購入を助成対象に追加 (1 人あたり上限 10 万円)

今後の取り組み

- 「医療介護サポートセンター」において、がん患者の在宅療養等に関する相談対応を行うとともに、医療と介護の一層の連携強化を図る。
- 「若年者の在宅ターミナルケア支援事業」は利用者にとってダイレクトにターミナル期を指すものになっており、医療機関から本人や家族へチラシを渡す際のハードルが高いという意見があるため、チラシの名称等検討する。

第 11 条 がん患者等への支援

1. 相談体制の充実・患者会等が行う活動の支援 および 就労支援

これまでの取り組み

がん診療連携拠点病院等での相談体制

- 中央市民病院及び西神戸医療センターでは、がん相談支援センターにおいて、週5日（月～金）がん相談員が常駐し、患者の相談に応じるとともに、セカンドオピニオンにも対応した

（参考）2023(令和5)年度がん患者相談支援センター受付総件数：7,432件

2024(令和6)年度受付相談件数については9月末ごろ各センターにて集計予定

- ピアサポーターを設け、がん患者との語り場を用意した。さらにウィッグ試着会やがん患者サロンの定期開催など、がん患者やその家族に寄り添った支援を行った。
- がん相談支援センターでは院内からの患者が多くを占めるため、院外のがん患者にも広く周知するため、LINE や Instagram 等の SNS を活用しながら広報啓発を行った。

がん相談支援センター連絡会議

- 県と市、がん相談支援センターとの情報交換、連携強化のため、連絡会議を実施しアピアランス支援、就労支援等について意見交換している。（2024(令和6)年度7月に開催）

がん患者アピアランスサポート事業

- 抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳房切除など、外見の変化により社会参加への不安を持つがん患者の方にウィッグ等の補正具の購入費用を助成した。
- 兵庫県では、所得要件（400万円未満）があるが、要件を満たさないものは、市単事業とし対象とする。
- 2023(令和5)年度よりオンライン申請(e-KOBE)を導入した。

<2024(令和6)年度実績>

申請件数(延べ) 772件 うちオンライン申請 263件 (34%)

うち男性の申請件数 15件 (1.9%)

がん患者会の開催

- 年に1回、ひょうごがん患者連絡会と共催で、「がん患者なんでも話そう会」を開催。がん患者同士が集合し、普段は話すことのできない悩みや不安を打ち明けあう場を設けている。(2025(令和7)年度7月に開催した)

がん患者の就労支援

- がん相談支援センターで、就労支援についても相談を実施。一部の病院では、ハローワークや社会保険労務士などを活用し、就労に関する専門的な相談も併せて実施した。
- がんになっても、仕事と治療の両立が果たせるよう就労支援の必要性を啓発するため、就労支援セミナーを2018(平成30)年度より年に1回開催している。(2025(令和7)年度は、兵庫労働局と連携し10月開催予定)

その他(広報・啓発)

拡充

- がん相談支援センターや就労支援に加え、がんに関する様々な制度や情報を分かりやすく市民に提供できるように、市ホームページの他、2021(令和3)年度に「がんガイド」を作成してがん診療連携拠点病院や区役所に配布するなど、啓発を実施した。

新規

- また、2024(令和6)年度には、がんガイドを最新情報に更新するとともに、市民一人一人が自分にとって必要な内容を簡単な説明をもとに、二次元コードを参照する形式の「がん対策啓発チラシ」を作成し、順次配布している。



神戸市がんガイド(抜粋)

がん対策啓発チラシ(表面)

今後の取り組み

- 2024(令和6)年度7月に再開したがん相談支援センター連絡会議を10月に開催予定。がん患者支援の施策展開や、患者からのニーズについて、意見交換を実施する。
- 2024(令和6)年度に作成・更新したがんガイドやチラシを、これまで以上に多くの関係機関や市民に広く周知する。また、アピアランス支援事業やがん患者連絡会などを通じて、必要な情報が患者にしっかり届くよう、引き続き広報・啓発に取り組む。
- がんの手術を実施している医療機関に向けて、アピアランスサポート事業（乳房補正具の申請）の啓発に協力いただけるよう関係団体の調整を実施する

2. 急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施

これまでの取り組み

- がん患者にとって運動はQOLの改善に有効であるが、健康保険の適応となるリハビリは入院中に限定されている。がん以外にも、心疾患などの内部障害でも運動が有効とされているが、リハビリ日数が限られ、比較的若い方には介護保険等の公的支援の制度も届きづらい。そのため、在宅復帰後に運動量が減少することで、病態が悪化し、再入院となる事例も少なくない。
- がんや心疾患等の内部障害の急性期治療終了後、在宅復帰した方のうち、疾患とその治療に伴い身体機能が低下し、虚弱状態にあるものの、介護サービスが対象外となる方に対する予後改善のための運動支援事業を、受益者負担により民間主体で事業展開ができるよう、健康ライフプラザの運動施設を活用して、新たに試験実施している。

(実施期間：2024(令和6)年6月より開始／利用人数：33名【2025(令和7)年3月末時点】)

<実施内容>

- 病院にて発行する「運動処方（個人ごとに適切な運動量や注意点を記載）」に基づき、健康ライフプラザのスタッフ（健康運動指導士等）が、少人数制の安全に配慮した運動指導を行うとともに、専門職（保健師、管理栄養士）による健康相談や栄養相談を1人あたり6カ月間実施する。

今後の取り組み

- 2024(令和6)年度は、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターでリハビリ治療を受けた方を対象に事業を実施したが、新たに回復期病院とも連携し、更なる事業の拡大を行い、将来的な健康ライフプラザ以外の民間スポーツジムにおいて、受益者負担による民間主体の事業展開を目指す。

第 12 条 情報の収集及び提供並びに広報

1. 情報の収集

これまでの取り組み

HPV ワクチンの啓発方法について

- 新規 • 2024(令和 6)年 12 月開催第 139 回神戸市予防接種運営協議会において、効果的な啓発方法について医師をはじめ有識者の意見を聴取した。

＜意見＞他の予防接種機会に合わせた情報提供、LINE などデジタルツールの活用、医療従事者への啓発、厚生労働省のリーフレットの活用等

がん患者への啓発

- がん患者会と連携してがん患者同士の交流を図る機会を設け、患者が抱える悩みや不安に対する情報収集を行った。

- 新規 • 2024(令和 6)年度にがん患者とその家族を対象に、患者の困り感を把握することを目的としてオンラインアンケートを実施した。

- 新規 • 2024(令和 6)年度に兵庫県より全国がん登録データ（神戸市分）提供。地域別・年齢別の罹患率や死亡率等について分析を開始。神戸市と全国及び兵庫県との比較を行い、各区における現状の把握を実施した。

今後の取り組み

- 予防接種運営協議会での意見を参考に以下取り組みを行う

- ① 小学 6 年生を対象とした二種混合ワクチン接種勧奨ハガキに、HPV ワクチンに関する情報を併記する。
- ② 子育て応援サイト「こどもっと KOBE」に、HPV ワクチンに関する情報の掲載を検討する。

- がん登録データやがん患者とその家族を対象に行ったオンラインアンケート結果を活かし、がん対策の企画立案を積極的に実施する。

2. 情報の提供

これまでの取り組み

がん患者等への啓発

- 更新したがんガイド、新たに作成したがん対策啓発チラシを活用し、がん患者だけでなく、広く市民にがんを啓発できるよう広報を実施した。
- 毎年リレーフォーライフ神戸のイベントにてがん啓発ブースを出展。がん検診の受診、アピアランス事業についてチラシの配布を実施した。
- (公財)神戸医療産業都市推進機構が運営している「がん情報サイト」により、がんの患者やその家族、医療専門家向けに情報発信を実施した。

口腔がんの啓発

- 世界頭頸部がんの日にあわせて、民間企業等との協働により、市内歯科医療機関へ口腔がんに関するステッカー配布を行い、口腔がんの早期発見等につながる正しい知識の普及啓発に努めた。

人生会議(ACP)

- 市民向けのパンフレットを作成し、広く周知・配布を行うとともに、広報紙や SNS 広告を用いた啓発も行った。また、関係団体主催の市民向けの公開講座や研修会等を通じて人生会議(ACP)の周知を引き続き図った。
- 医療・介護従事者向けに、①国のガイドラインを活用した研修会、②各所属の病院・施設等で学んだことを波及していただくことを目的とした①の研修会修了者による実践報告会を実施した。

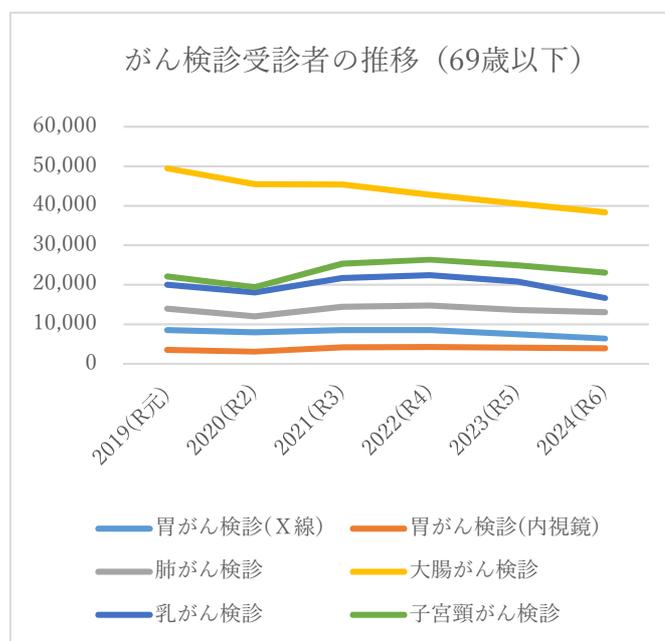
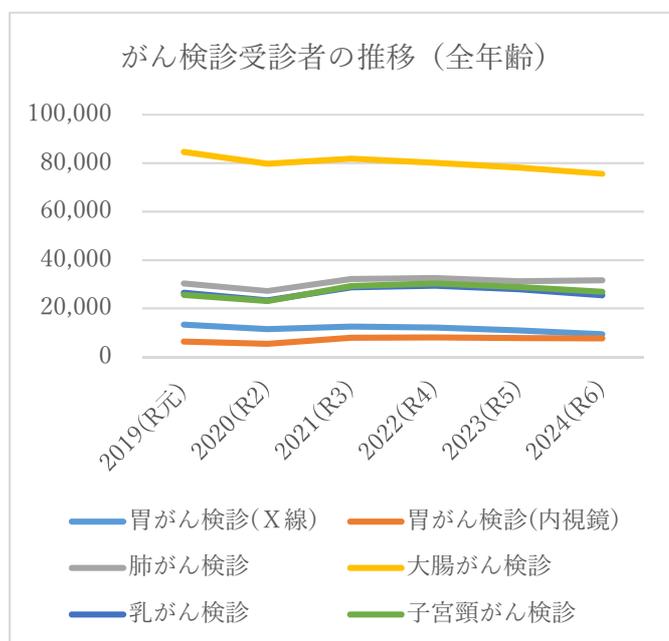
今後の取り組み

- 健康教育を通じて「がんについて知っていますか？日本人のためのがん予防」をテーマに、全世代に向けて啓発する。
- 市民に必要な情報が適切に届くよう、最新情報の収集及び整理を行い、情報提供していくとともに、地域で活動する患者会・支援団体の活動支援や拠点病院との協力体制を構築する。
- 人生会議(ACP)への関心が高い世代へのパンフレットの配布や、広報媒体を活用した周知啓発を引き続き実施する。
- さらに多くの医療介護従事者が人生会議(ACP)について関わるができるように、医療・介護従事者向け研修会を継続して実施する。

がん対策に関するデータ

1. がん検診受診状況

① 神戸市がん検診受診者数の推移



(全年齢)

| | 2019(R元) | 2020(R2) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 対2019比 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 胃がん検診(X線) | 13,371 | 11,552 | 12,505 | 12,203 | 10,921 | 9,353 | 69.9% |
| 胃がん検診(内視鏡) | 6,313 | 5,401 | 7,867 | 8,041 | 7,860 | 7,600 | 120.4% |
| 肺がん検診 | 30,276 | 27,239 | 32,143 | 32,563 | 31,244 | 31,638 | 104.5% |
| 大腸がん検診 | 84,664 | 79,790 | 81,807 | 80,199 | 78,187 | 75,589 | 89.3% |
| 乳がん検診 | 26,574 | 23,378 | 28,741 | 29,389 | 28,024 | 25,486 | 95.9% |
| 子宮頸がん検診 | 25,595 | 23,048 | 29,236 | 30,347 | 28,949 | 26,946 | 105.3% |

(69歳以下)

| 検診種別 | 2019(R元) | 2020(R2) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 対2019比 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 胃がん検診(X線) | 8,535 | 7,965 | 8,510 | 8,513 | 7,471 | 6,404 | 75.0% |
| 胃がん検診(内視鏡) | 3,537 | 3,075 | 4,195 | 4,228 | 4,074 | 3,895 | 110.1% |
| 肺がん検診 | 13,916 | 12,001 | 14,467 | 14,745 | 13,590 | 13,099 | 94.1% |
| 大腸がん検診 | 49,470 | 45,476 | 45,346 | 42,823 | 40,505 | 38,327 | 77.5% |
| 乳がん検診 | 20,033 | 18,044 | 21,670 | 22,403 | 20,802 | 16,651 | 83.1% |
| 子宮頸がん検診 | 22,130 | 19,415 | 25,376 | 26,349 | 24,917 | 23,101 | 104.4% |

② 政令指定都市のがん検診受診率比較

令和4年がん検診受診率（国民生活基礎調査：職域・人間ドック等を含む）政令指定都市比較

| | 胃がん検診(2年) | | 肺がん検診 | | 大腸がん検診 | | 乳がん検診 | | 子宮がん検診 | |
|-------|-----------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 順位 | 受診率 | 順位 | 受診率 | 順位 | 受診率 | 順位 | 受診率 | 順位 | 受診率 |
| 札幌市 | 19 | 41.8% | 18 | 41.0% | 16 | 40.0% | 14 | 43.0% | 13 | 40.7% |
| 仙台市 | 1 | 58.3% | 2 | 55.4% | 1 | 52.5% | 1 | 58.4% | 1 | 52.5% |
| さいたま市 | 5 | 52.5% | 5 | 53.9% | 3 | 49.2% | 5 | 47.3% | 14 | 40.7% |
| 千葉市 | 7 | 50.5% | 7 | 52.2% | 13 | 43.2% | 16 | 42.8% | 18 | 38.9% |
| 横浜市 | 8 | 50.3% | 10 | 49.2% | 4 | 48.6% | 4 | 50.5% | 8 | 43.6% |
| 川崎市 | 4 | 53.8% | 4 | 54.8% | 2 | 51.3% | 3 | 51.4% | 2 | 49.1% |
| 相模原市 | 9 | 49.3% | 9 | 51.6% | 8 | 46.6% | 9 | 45.5% | 7 | 44.4% |
| 新潟市 | 2 | 55.3% | 3 | 55.3% | 5 | 48.1% | 7 | 46.5% | 5 | 45.5% |
| 静岡市 | 11 | 48.5% | 8 | 51.8% | 11 | 44.5% | 12 | 43.5% | 12 | 40.8% |
| 浜松市 | 12 | 47.7% | 6 | 52.3% | 7 | 47.7% | 13 | 43.0% | 11 | 41.6% |
| 名古屋市 | 14 | 44.9% | 13 | 44.8% | 12 | 44.1% | 11 | 44.7% | 16 | 39.2% |
| 京都市 | 20 | 41.7% | 20 | 39.2% | 19 | 37.7% | 19 | 41.6% | 20 | 37.2% |
| 大阪市 | 17 | 42.2% | 17 | 41.1% | 18 | 39.3% | 20 | 41.0% | 19 | 38.7% |
| 堺市 | 18 | 42.0% | 15 | 42.4% | 17 | 39.9% | 15 | 43.0% | 10 | 42.5% |
| 神戸市 | 15 | 43.0% | 14 | 44.2% | 10 | 44.7% | 8 | 46.1% | 15 | 40.4% |
| 岡山市 | 3 | 55.2% | 1 | 56.3% | 6 | 48.0% | 2 | 54.7% | 3 | 48.8% |
| 広島市 | 6 | 52.1% | 11 | 48.6% | 9 | 45.4% | 10 | 45.4% | 9 | 43.0% |
| 北九州市 | 16 | 42.6% | 19 | 39.3% | 20 | 37.6% | 18 | 42.4% | 17 | 39.1% |
| 福岡市 | 13 | 46.0% | 16 | 42.3% | 15 | 41.1% | 17 | 42.4% | 6 | 44.9% |
| 熊本市 | 10 | 49.0% | 12 | 46.6% | 14 | 42.5% | 6 | 46.6% | 4 | 46.3% |

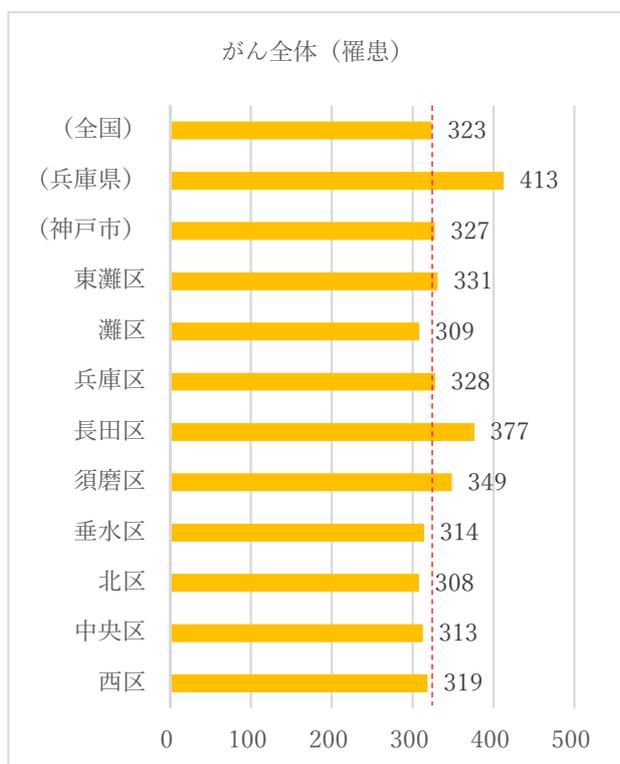
| | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|------|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1位 | 仙台市 | 58.3% | 岡山市 | 56.3% | 仙台市 | 52.5% | 仙台市 | 58.4% | 仙台市 | 52.52% |
| 20位 | 京都市 | 41.7% | 京都市 | 39.2% | 北九州市 | 37.6% | 大阪市 | 41.0% | 京都市 | 37.2% |
| 神戸市 | 15位 | 43.0% | 14位 | 44.2% | 10位 | 44.7% | 8位 | 46.1% | 15位 | 40.4% |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|
| 全国 | | 48.0% | | 49.7% | | 45.9% | | 47.4% | | 43.6% |
| 兵庫 | | 42.0% | | 44.2% | | 43.2% | | 42.8% | | 38.9% |

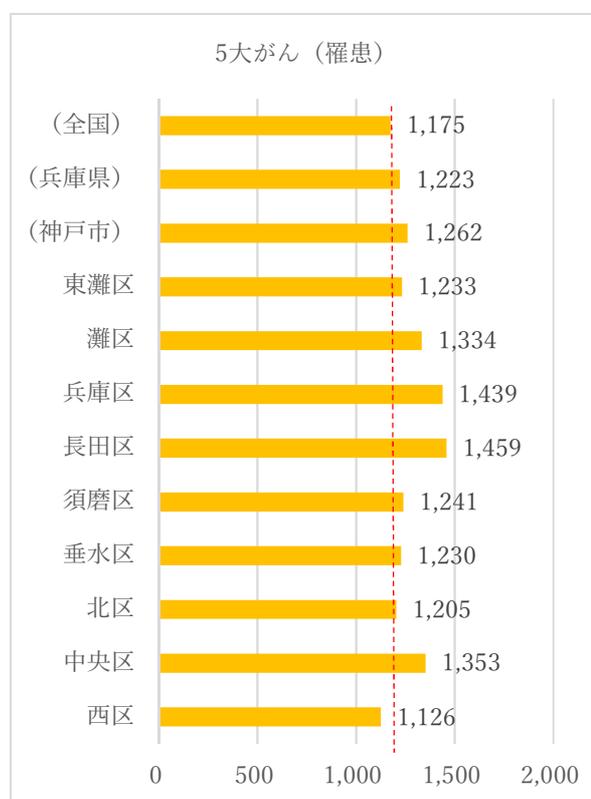
※40歳以上70歳未満のデータをもとに算出（ただし子宮がんは20歳以上70歳未満）

2. 2019年 がんにおける罹患の状況 (10万人対 全国・兵庫県・神戸市 比較)

① 15歳~64歳のがんにおける罹患率の状況 (10万人対 全国・兵庫県・神戸市 比較)



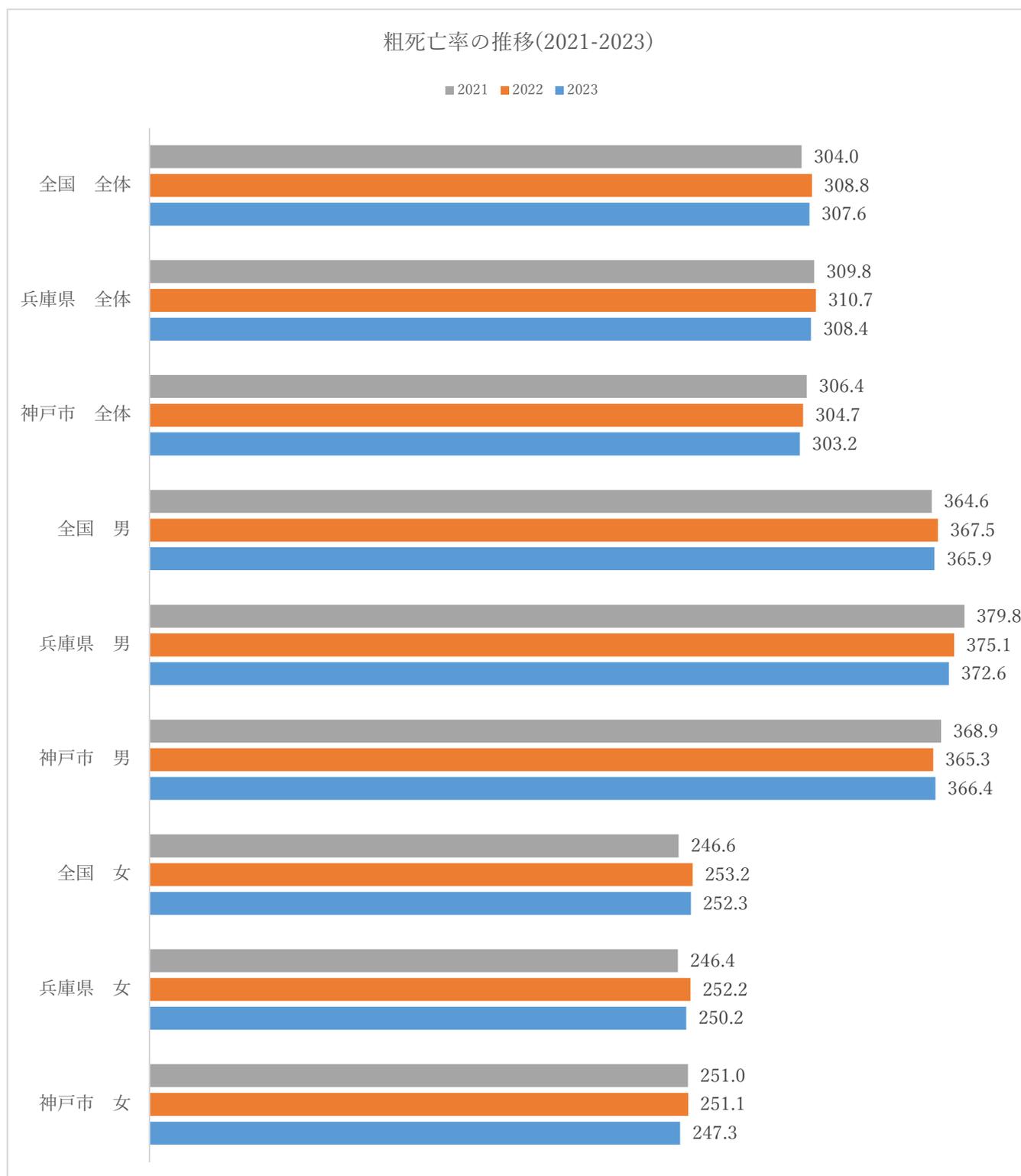
② 65歳以上のがんにおける罹患率の状況 (10万人対 全国・兵庫県・神戸市 比較)



「e-start」(総務省統計局)、「兵庫県のがん」(兵庫県)、「がん登録データ」(神戸市)を加工して作成

3. 神戸市における粗死亡率の推移及び部位別がん死亡数（男女別）

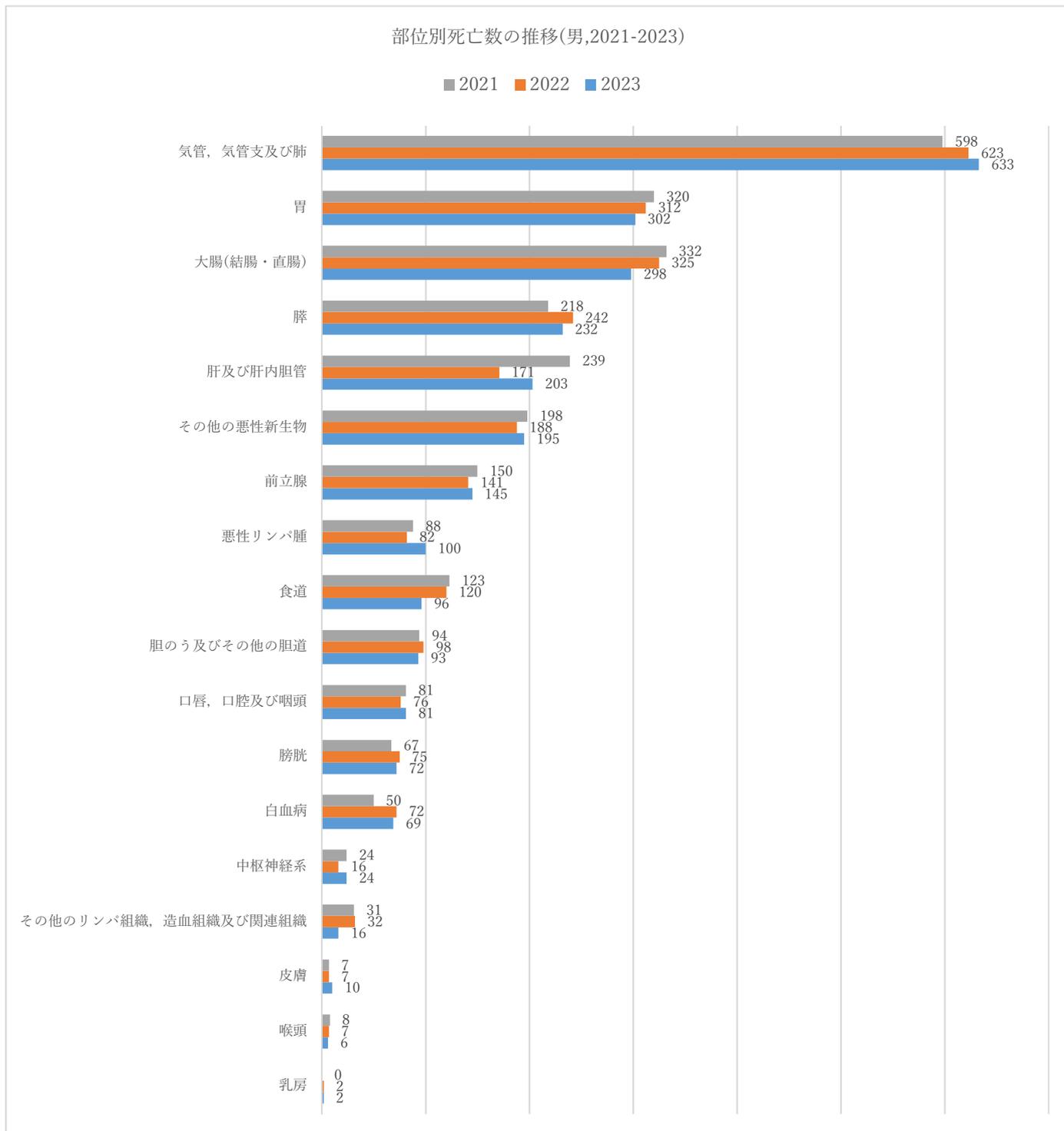
① 神戸市、兵庫県、全国におけるがんでの粗死亡率の推移



「e-start」(総務省統計局)、「人口推計」(総務省統計局)、「神戸市の推計人口」(神戸市)、

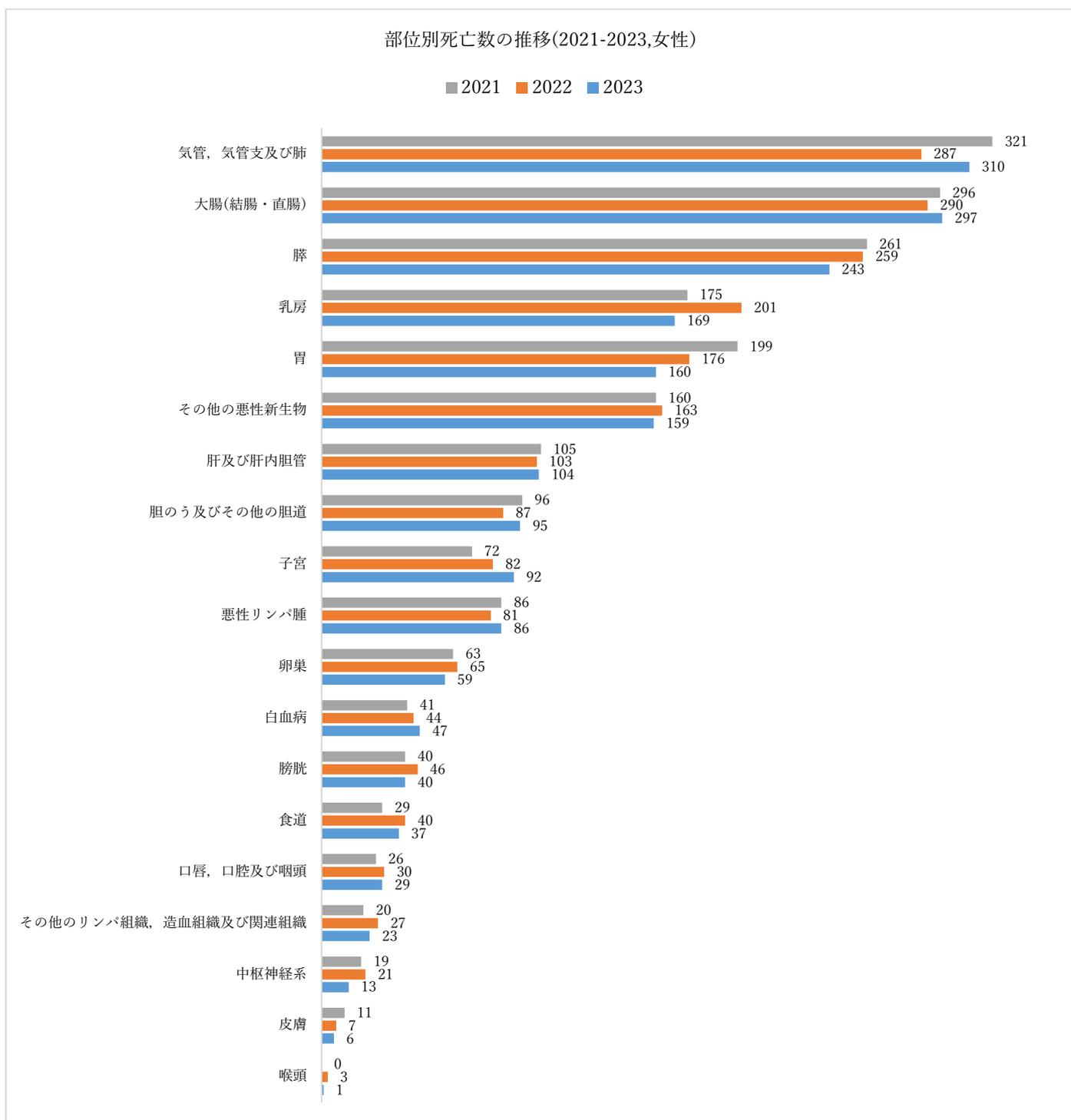
「人口動態調査」(厚生労働省)を加工して作成

② 男性における部位別がん死亡数（2021年 2,628名、2022年 2,589名、2023年 2,577名）



「人口動態調査」(厚生労働省)を加工して作成

③ 女性における部位別がん死亡数（2021年 1,970名、2022年 2,012名、2023年 2,020名）



「人口動態調査」(厚生労働省)を加工して作成

神戸市がん対策推進条例

平成 26 年 3 月 31 日

条例第 59 号

我が国では、急速な少子高齢化や社会構造の変化が進む中で、偏りのある食生活、運動不足、過労などによる生活習慣病の問題や、働く環境の変化などに起因する心の問題などが生じており、私たちの健康を取り巻く環境は厳しさを増している。その中であって、特にがんは、昭和 56 年より、国民の死亡原因の第 1 位であり、生涯のうちに約 2 人に 1 人はがんにかかるると推計され、年間約 35 万人がこの病によって命を失っている「国民病」である。

本市においても、年間の死亡者数のうち、がんによる死亡者数は約 3 割を占めており、本市の健康増進計画においてがん検診受診率の向上対策及び検診結果に応じた取組の推進を掲げ、がん対策の推進に取り組んでいる。

しかしながら、本市が実施しているがん検診の受診率はおおむね 2 割から 4 割と低く、がんの脅威、予防の重要性等に対する意識が市民に十分に浸透しているとは言い難い状態にある。

このような背景の下、市民にがんの予防、早期発見及び早期治療に係る意識を普及させ、がんの予防対策並びに患者及び家族等の活動に対する支援の充実に努め、市民総ぐるみで、がん対策の更なる向上に寄与していくことを目的に、ここに神戸市がん対策推進条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のがん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する基本的事項を定め、もってがんの予防及び早期発見の推進並びに地域のがんに係る医療水準の向上並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）への支援を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、県、医療機関その他関係機関及び関係団体並びに患者会等（がん患者等で構成される団体等をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、がん対策に関し、実効性のある施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及びがん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第 4 条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者をいう。以下同じ。）は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健医療関係者は、がん患者等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第5条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、受動喫煙対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、必要な施策を実施するものとする。

(がんに関する教育の推進)

第6条 市は、学校教育の場において、健康の保持増進及び疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組むものとする。

(がん検診の受診率の向上等)

第7条 市は、市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、がんの早期発見に資するよう、国の指針に基づくとともに、最新の知見も踏まえ、科学的根拠に基づく適切ながん検診を実施するよう努めるものとする。
- 3 市は、企業、団体及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）との連携を図りつつ、がん検診の適切な受診の推進その他がん対策を協働して実施するよう努めるものとする。

(医療体制の充実及び研究の支援)

第8条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法等又はこれらを組み合わせた集学的治療による、質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

- 2 市は、がんの予防及び治療に伴う身体的負担の軽減を図れるよう、革新的ながんの診断法及び治療法の創出に資するがん研究を医療機関その他関係機関と連携しながら支援するよう努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第10条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 市は、肉体的な痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面するがん患者等をサポートするため、相談体制の充実を図るとともに、患者会等が行う活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動、治療と就労の両立についての相談体制の整備、その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報)

第12条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第14条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。